

蒲郡市立保育園指導要領

子育て支援課

児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「児童福祉法等」という。）の基幹精神に準拠し児童の健全育成を図り、特に乳幼児対策について本市は一連の施策により、市内それぞれの地域に保育園を設立し、これらの乳幼児対策を図るように努力しているが、保育園がその社会的使命と機能を全うするよう本要領を定める。

1 保育園の運営について

児童福祉法等に準拠し制定された蒲郡市の条例、規則等を遵守し児童福祉法等の具現に最善の努力をするものとする。

2 保育園の保育について

保育園は、児童福祉法等に基づき保育を必要とする子どもを保育することを目的とする児童福祉施設である。したがって、保育園における保育は、ここに入園する子どもの最善の利益を考慮し福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

保育園は、子どもが、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところである。保育園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、環境を通して、養護と教育を一体的に行うことを特性とする。保育園は入園する子どもを保育するとともに、家庭や地域との連携を図り、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担う。

(1) 保育の目標

子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている。その子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが保育の目標である。

このため、保育は次の諸事項を目指して行う。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの

様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

エ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

カ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造力の芽生えを培うこと。

(2) 保育の内容

保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。

ア 発達過程の最も初期に当たる乳児期には、養護の側面が特に重要であり、養護と教育の一体性をより強く意識して保育が行われるよう努めなければならない。その上で教育に関わる側面については「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」をねらい及び内容とする。

イ 1歳以上3歳未満児の時期は、短時間のうちに著しい発達が見られることや発達の個人差が大きいことを踏まえ、一人一人の子どもに応じた発達の援助が適時、適切に行われることが求められる。保育のねらい及び内容を「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の五つの領域に関わる学びが子どもの生活や遊びの中で、お互いに大きく重なり合い、相互に関連しながら育まれるように留意すること。

ウ 3歳以上児の保育は、こうした育ちの積み重なりが土台となって展開されるように子どもの発達を援助することを意図した主体的な遊びを中心とする活動の時間を設定したり、環境構成について検討したりするなど、五つの領域のねらい及び内容を意識的に保育の計画等に位置づけること。

特に小学校就学に向かう時期には、保育園における育ちが、子どもの主体的で協同的な活動の充実を図っていくこと。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」がねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育くまれている子どもの卒園を迎える年度の後半における具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際には考慮する。

(3) 健康及び安全

子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育園全体における健康及び安全の確保に努めること。

ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的にまた、必要に応じて随時、把握すること。

イ 子ども心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、子育て支援課及び関係機関と連携し児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに子育て支援課又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

ウ 子ども健康に関する保育計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めること。

エ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等に相談し、適切な処置を行うこと。

オ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断による生活管理指導表に基づいて、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、子育て支援課栄養士や関係機関と連携し安全な環境の整備、適切な対応を行うこと。

カ 乳幼児にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成すること。

キ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。

ク 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設

など外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制作りを図るとともに家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

ケ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施すると共に、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。

コ 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的に安全点検を行うこと。火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応のための避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。

(4) 子育て支援

保育園における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するようにする。

ア 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。

イ 保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育園の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように努めること。

ウ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には子育て支援課や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

エ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。

オ 保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。

3 職員の資質向上

保育園は、質の高い保育を展開するために、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない

い。

- (1) 保育の内容等に関する自己評価などを通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身につけられるよう努めなければならない。
- (2) 園長は保育園の役割や社会的責任を遂行するために法令等を遵守し、保育園を取り巻く社会情勢等を踏まえ、園長としての専門性等の向上に努め、保育の質及び職員の専門性の向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。
- (3) 園長は、保育園の全体的な計画や、各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。
- (4) 2項に示した保育園の保育について、保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職までの職位や職務内容等を踏まえた蒲郡市研修体系に基づいて、実施するものとする。

ア 市主催研修会

- (ア) 全体研修会（年間1回）
- (イ) 園長・副園長・経験別・職種別各研修会
- (ウ) 保育研修（全体研修及び園内研修）
- (エ) 指導訪問及び園公開

イ 県及び全国社会福祉協議会・愛知県社会福祉協議会主催による研修会等

ウ その他各種研修会、大会等

エ この他に、連絡調整をはかるため次のとおり定例会議を設ける。

- (ア) 園長会議 毎月第1木曜日に開催する。（年間計画による）
- (イ) 副園長会議 毎月第2木曜日に開催する。（年間計画による）
- (ウ) 園長役員会議 毎月25日前後に開催する。（年間計画による）
- (エ) 給食主任者会議 必要に応じて開催する。

以上を基盤とし、保育の目的を達成するため子どもの安全対策については特に意を配し、研修のための環境や研修の工夫を行うことによって、研修の充実を図る。

4 指導担当の職掌

子育て支援課に指導担当を置く。指導担当は市内各保育園の保育内容の充実と均一化をはかり、保育士の資質向上のための指導を行うものとする。

5 その他

各保育園の連絡・研修等におけるブロックを次のように区分する。

東部地区 大塚・大塚西・三谷東・三谷西・東部・各保育園

中部地区 府相・北部・西部・中部・南部・各保育園

西部地区 塩津・形原北・形原・形原南・西浦・各保育園